

令和2年9月3日

各地区専門委員長 様
各中学校剣道部顧問 様

埼玉県中体連剣道専門部部長 中島 俊幸
〃 委員長 中村 孝

「埼玉県中学校剣道競技ガイドライン」について

日頃より各先生方には専門部の活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、全日本剣道連盟は、8月27日付で「主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン」を制定し、各都道府県剣連においても、大会を実施する場合、この大会ガイドラインを参考に、地域及び各剣連の特性に合わせてガイドラインを作成し、安全な大会実施にあたるようお願いがありました。

そこで、剣道専門部としても、「大会ガイドライン」（全剣連）及び「新型コロナウイルス感染拡大ガイドライン」（県中体連）を参考に「埼玉県中学校剣道競技ガイドライン」を作成し、安全な大会実施に努めていきたいと考えております。

つきましては、各地区においてもこのガイドラインを参考に地域の特性に合わせたガイドラインを作成し、各校に周知し、安全な大会実施にあたるようお願いいたします。

また、感染拡大予防として「試合・審判の方法」に一部変更（暫定措置）がありますので確認して頂くと共に、特に下記の内容について生徒への指導と審判方法の確認をお願いします。

記

1、暫定的な試合・審判の方法

- 試合者は鏝競り合いを避ける。やむを得ず鏝競り合いとなった場合は、すぐに分かれるか引き技を出し、掛け声は出さない（引き技時の発生は認める）。審判員は鏝競り合いを解消しない場合は、直ちに「分かれ」を宣告する。

2、生徒への指導内容

- 稽古において鏝競り合いを避けるよう指導する。やむを得ず鏝競り合いになった場合はお互いに分かれるよう指導する。
- 「分かれ」の宣告があった場合は、直ちに間合いを取り、相中段に構えるよう指導する。

3、審判方法

- 「分かれ」の所作について
 - ・主審は「分かれ」の宣告と同時に両旗を前方に出し、両者を分け、その場で、「始め」の宣告と同時に両旗を下ろし試合を続行する。

4、その他

- 剣道試合・審判規則、同細則「審判員の宣告と旗の表示方法」参照
- 剣道試合・審判運営要領「分かれ」及び「旗の表示要領」参照